

ふるさと納税の控除額の計算について

ふるさと納税による控除の概要

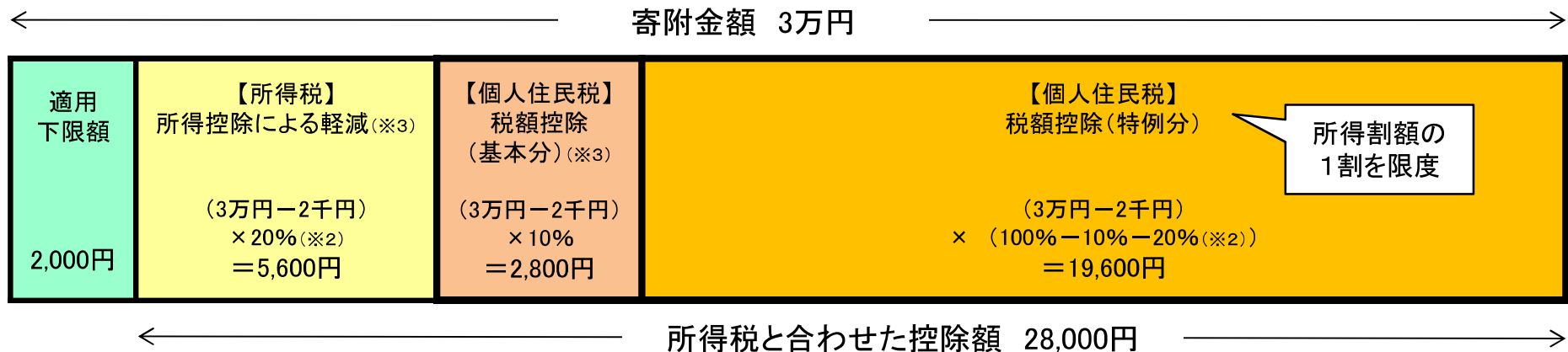
都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・（寄附金－2千円）を所得控除（所得控除額×所得税率 $(0\sim 40\%(*))$ ）が軽減）
- ② 個人住民税（基本分）・・・（寄附金－2千円）×10%を税額控除
- ③ 個人住民税（特例分）・・・（寄附金－2千円）×（100%－10%（基本分）－所得税率 $(0\sim 40\%(*))$ ）

→ ①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除（所得割額の1割を限度）

（※）平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

【控除イメージ^(※1)】



※1 年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0～40%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額の30%が限度。